

しいたけ版就業給付金一覧

区分	<準備型>		<経営開始型>		<雇成型>
	独立型	親元型	独立型	親元型	
対象者	就業前		就業後		既存生産者
	独立就業予定者	親元就業予定者	独立就業済(or当年度) <small>(独立準備型就業給付金を受給者)</small>	親元就業済(or当年度) <small>(親元準備型就業給付金を受給者)</small>	新規に従業員を雇用する 椎茸生産者・法人 ▶被雇用者 就業予定時に50歳未満 (県外移住者は55歳未満)
年齢制限	就業予定時に50歳未満 (県外移住者は55歳未満)	就業予定時に55歳未満	就業時に50歳未満 (県外移住者は55歳未満)	就業時に55歳未満	
給付内容1	最長2年間		最長3年間		最長2年間
	50歳未満:75万円/年 50~55歳未満:50万円/年	50万円/年	<50歳未満> 1年目:45万円/年 2年目:22.5万円/年 3年目:7.5万円/年 <50~55歳未満> 1年目:30万円/年 2年目:15万円/年 3年目:5万円/年	1年目:30万円/年 2年目:15万円/年 3年目:5万円/年	50歳未満:60万円/年 50~55歳:40万円/年
給付内容2	○子育て世帯給付金(※18歳未満の子を教養する世帯) 15万円/年 * 2年間 = 30万円		-		-
要件1 現状	○右記の給付金を受給していないこと(農業次世代人材投資事業、青年就農給付金、大分県中・高年移住就農給付金、大分県親元就農給付金) ○常勤雇用契約を締結していないこと(10~3月) ○生活費の確保を目的とした国の給付等を受けてないこと				○研修生と常勤雇用契約を締結すること
要件2 研修時 受給時	○研修受講年に3万駒以上植菌し、ほだ木として所有すること	○研修受講年度に3万駒以上植菌すること (親元分+3万駒増産)	○研修受講年に3万駒以上植菌し、ほだ木として所有すること	○研修受講年度に3万駒以上植菌すること (親元分+3万駒増産)	○給付年度に3万駒以上増産すること (過去実績+3万駒増産)
要件3 研修後 受給後	○研修終了後、1年以内に「独立・自営就業」すること	○研修終了後、1年以内に「家族経営協定」締結すること	○給付終了の翌年度までに5万駒/年以上植菌すること		-
	<共通> ○就業後3年以内に5万駒/年以上植菌する生産者になること				
研修先の 要件	<共通> ○概ね10年以上の栽培経験を有し、直近の栽培規模が5万駒以上				○十分な指導を行うことが出来る指導者を置くこと ○研修指導者は、従業員または役員であり、5年以上の生産経験を有する者とする
	※県が認めた研修機関 (優良生産者) ○経営主が3等身以内の親族ではないこと ○過去に雇用契約を結んでいないこと	○親元(3等親以内) ▶ただし、希望者は親元以外での受講も可能 ※独立型と同要件	-		
研修内容	○概ね6か月以上(基本10~3月) ○年間600時間以上				○概ね6か月以上(基本10~3月) ○年間600時間以上
返還要件 ※抜粋	○給付期間の1.5倍又は2年間(いずれか長いほう)の期間、就業を継続できなかった場合		○給付期間中就業を継続できなかった場合 ○給付期間の1.5倍又は2年間(いずれか長いほう)の期間、就業を継続できなかった場合		○研修生を労働保険に加入させていない場合